（秘密保持義務等）

第四十八条の五十一　指定登録確認機関の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、登録等事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2　指定登録確認機関の役員及び職員で登録等事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（登録等事務規程）

第四十八条の五十二　指定登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録等事務に関する規程（以下「登録等事務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　登録等事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3　国土交通大臣は、第一項の認可をした登録等事務規程が登録等事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その登録等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（帳簿の備付け等）

第四十八条の五十三　指定登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録等事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2　前項に定めるもののほか、指定登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録等事務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

（監督命令）

第四十八条の五十四　国土交通大臣は、道路交通管理業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録確認機関に対し、道路交通管理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告、検査等）

第四十八条の五十五　国土交通大臣は、道路交通管理業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録確認機関に対し道路交通管理業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定登録確認機関の事務所に立ち入り、道路交通管理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（登録等事務の休廃止）

第四十八条の五十六　指定登録確認機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、登録等事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2　国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第四十八条の五十七　国土交通大臣は、指定登録確認機関が第四十八条の四十七第一号又は第三号に該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。

2　国土交通大臣は、指定登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて登録等事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第四十八条の五十第三項の規定により読み替えて適用する第四十七条の六、第四十七条の七第二項又は第四十七条の十第三項、第四項若しくは第六項の規定に違反したとき。

二　第四十八条の五十一第一項、第四十八条の五十三又は前条第一項の規定に違反したとき。

三　第四十八条の五十二第一項の認可を受けた登録等事務規程によらないで業務を行つたとき。

四　第四十八条の五十二第三項又は第四十八条の五十四の規定による命令に違反したとき。

五　第四十八条の四十六第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六　登録等事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七　不正な手段により指定を受けたとき。

3　国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により登録等事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（国土交通大臣による登録等事務の実施）

第四十八条の五十八　国土交通大臣は、第四十八条の五十六第一項の規定により指定登録確認機関が登録等事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定登録確認機関に対し登録等事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録確認機関が天災その他の事由により登録等事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第四十八条の五十第二項の規定にかかわらず、登録等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2　国土交通大臣は、前項の規定により登録等事務を行うこととし、又は同項の規定により行つている登録等事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3　国土交通大臣が、第一項の規定により登録等事務を行うこととし、第四十八条の五十六第一項の規定により登録等事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つている登録等事務を行わないこととする場合における登録等事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

（手数料）

第四十八条の五十九　指定登録確認機関が登録等事務を行う場合には、次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を当該指定登録確認機関に納付しなければならない。

一　登録を受けようとする者

二　第四十七条の十第一項の規定による求めをしようとする者

2　前項の規定により指定登録確認機関に納付された手数料は、当該指定登録確認機関の収入とする。

第六十四条第二項中「第四十七条の三第七項」の下に「、第四十七条の四第五項及び第四十七条の十第五項」を加える。

第七十一条第四項中「第四十七条の四第二項」を「第四十七条の十四第二項」に改め、同条第五項中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の十四第一項」に改める。

第九十一条第二項中「第四十七条の十一」を「第四十七条の二十一」に改める。

第百二条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　第四十八条の五十一第一項の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

五　第四十八条の五十七第二項の規定による登録等事務の停止の命令に違反した者

第百三条第六号中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の十四第一項」に改める。

第百四条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、同条第三号中「第四十七条の四第二項」を「第四十七条の十四第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三　第四十七条の十第七項の規定に違反して書面を備え付けなかつた者

四　第四十七条の十二第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

五　第四十七条の十二第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百五条中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の十四第一項」に改める。

第百六条中第二号を第七号とし、第一号の次に次の五号を加える。

二　第四十七条の七第一項又は第四十七条の八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第四十八条の五十三第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者